2026年11月26日

各　位

会　社　名　株式会社ソフト９９コーポレーション
代 表 者 名　代表取締役社長　　小西　紀行
（コード：４４６４　東証スタンダード）
問 合 せ 先　取締役管理本部長　　上尾　茂
（TEL．０６－６９４２－８７６１）

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年９月11日付「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更、並びに臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」（以下「2026年９月11日付当社プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、第１号議案「株式併合の件」及び第２号議案「定款一部変更の件」をそれぞれ付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める東京証券取引所スタンダード市場（以下「スタンダード市場」といいます。）における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は本日から2026年12月16日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年12月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をスタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

１．第１号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2026年９月11日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

（１）併合する株式の種類

普通株式

（２）併合比率

当社株式について、215,951株を１株に併合いたします。

（３）減少する発行済株式総数

21,595,044株

（注１）当社は、2026年９月11日開催の取締役会において、本株式併合の効力発生日の前営業日である2026年12月18日付で自己株式679,544株を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

（４）効力発生前における発行済株式総数

21,595,144 株

（注２）上記（注１）記載の自己株式の消却後の発行済株式総数を記載しております。

（５）効力発生後における発行済株式総数

100 株

（６）効力発生日における発行可能株式総数

400 株

（７）１株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、当社の株主は、ECM マスター ファンド SPV ３（以下「ECM SPV ３」といいます。）、サンテラ（ケイマン）リミテッド（以下「サンテラ」といいます。）、サントレード株式会社（以下「サントレード」といいます。）、田中秀明氏、MIKIKO SUZUKI 氏、株式会社エイチエーエス、田中惠子氏、田中佐世子氏、公益財団法人ナインティナイン・アジア留学生奨学基金、及び津田希代子氏（以下総称して「残存株主ら」といいます。）のみとなり、残存株主ら以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、１株未満の端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる１株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第１項の規定により、その合計数に１株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主を残存株主らのみとすることを目的とするものであること、また、当社株式が 2026 年 12 月 17 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第２項の準用する同法第 234 条第２項及び第４項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前営業日である 2026 年 12 月 18 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された残存株主ら以外の株主の皆様が所有する当社株式の数に 4,100 円を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

２．第２号議案（定款一部変更の件）

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 100 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在１単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第８条（単元株式数）、第９条（単元未満株式についての権利の制限）及び第 10 条（単元未満株式の買増し請求）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合、会社法第 182 条第２項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は 400 株となるところ、かかる点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第６条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は残存株主らのみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第 14 条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。加えて、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は最終的に残存株主らのみとなるため、

株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第16条（電子提供措置等）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年12月21日に効力が発生するものとします。

３．株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2026年11月26日（木）
② 整理銘柄指定日	2026年11月26日（木）
③ 当社株式の売買最終日	2026年12月16日（水）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2026年12月17日（木）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2026年12月21日（月）（予定）

以上